

公立大学法人長野県立大学の評価に関する基本方針（案）

公立大学法人長野県立大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人長野県立大学（以下「法人」という。）の評価を実施するにあたっての基本方針を以下に定める。

1 基本方針

- (1) 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進捗状況を評定する。
- (2) 評価を通じて、教育の特性や大学運営の自主性・自立性に配慮しつつ、大学の継続的な質的向上に資する。

2 業務の実績に関する期間別の評価とその目的

- (1) 各事業年度の業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）

各事業年度において、中期目標に掲げた各項目の達成見込みの状況を、法人が進捗状況等を調査・分析し、業務実績及び自己評価を行った報告書に基づき、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資することを目的とする。

- (2) 中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価（以下「見込評価」という。）

中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度の終了後において、中期目標に掲げた各項目の達成見込みの状況を、法人が進捗状況等を調査・分析し、業務実績及び自己評価を行った報告書に基づき、業務全体について総合的な評価を行うことにより、中期目標期間終了時の法人の業務や組織の全般にわたる検討及び次期中期目標・計画の策定に活用することを目的とする。

- (3) 中期目標期間に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間実績評価」という。）

中期目標期間終了後において、中期目標に掲げた各項目の達成状況を、法人が進捗状況等を調査・分析し、業務実績及び自己評価を行った報告書に基づき、業務全体について総合的な評価を行うことにより、中期目標の変更を含めた、業務運営の改善等に資する。

3 評価基準

評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1) 年度評価

ア 項目別評価

年度計画の各項目の実施状況を、進捗状況または達成状況を勘案し、評価する。

イ 全体評価

アの各項目の評価結果及び業務実績の検証を踏まえ、法人のマネジメントの観点から、中期計画の進捗状況について総合的に評価を行う。また、必要がある場合、業務改善その他の勧告を行う。

(2) 見込評価

ア 項目別評価

中期目標・中期計画の各項目の実施状況と業績の内容を進捗状況または達成見込みを勘案し総合的に評価する。

イ 全体評価

各項目の評価結果を踏まえ、事業の実施状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について総合的に評価を行う。また、必要がある場合、次期中期目標・計画の策定に資するよう勧告を行う。

(3) 中期目標期間実績評価

ア 項目別評価

中期目標・中期計画の各項目の実施状況と業績の内容を進捗状況または達成状況を勘案し総合的に評価する。

イ 全体評価

各項目の評価結果を踏まえ、事業の実施状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について総合的に評価を行う。また、必要がある場合、業務改善その他の勧告を行う。

なお、地方独立行政法人法第 78 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第 3 号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、地方独立行政法人法第 79 条の規定に基づき、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 109 条第 2 項に規定する認証機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

4 その他

- (1) 評価結果の決定に際し、評価の透明性・正確性を担保するため、法人に意見の申立ての機会を設ける。
- (2) この基本方針に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は評価委員会に別に定めるものとする。